

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則
新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成 10 年 1 月横浜市規則第 1 号）			
旧		新	
別表第 1 の 2（第 3 条の 2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅を除く。）		別表第 1 の 2（第 3 条の 2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅を除く。）	
整備項目	建築物移動等円滑化基準	整備項目	建築物移動等円滑化基準
(省 略)		(省 略)	
2 敷地内の通路	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略) エ 排水溝を設ける場合は、<u>車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋</u>を設けること。 (3)省略</p>	2 敷地内の通路	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略) エ 排水溝を設ける場合は、<u>車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋</u>を設けること。 (3)省略</p>
3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を 1 以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超えるときは、当該台数の 100 分の 1 以上）設けなければならない。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものでなければならない。 ア 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの<u>車いす使用者用駐車施設</u>については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。 (イ及びウ省略)</p>	3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を 1 以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超えるときは、当該台数の 100 分の 1 以上）設けなければならない。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものでなければならない。 ア 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの<u>車椅子使用者用駐車施設</u>については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。 (イ及びウ省略)</p>
(省 略)		(省 略)	
5 廊下等	<p>移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 (1)及び(2)省略</p> <p>(3) 排水溝を設ける場合は、<u>車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋</u>を設けること。 (4)及び(5)省略</p>	5 廊下等	<p>移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 (1)及び(2)省略</p> <p>(3) 排水溝を設ける場合は、<u>車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋</u>を設けること。 (4)及び(5)省略</p>
(省 略)		(省 略)	
9 便所	<p>(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければ</p>	9 便所	<p>(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければ</p>

	<p>ならない。 (アからオまで省略) カ <u>車いす使用者用便房</u>以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。 (ア)から(ウ)まで省略</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 令第14条第1項第1号の規定により設ける<u>車いす使用者用便房</u>は、次に掲げるものであること。 (ア) <u>車いす使用者用便房</u>は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 ((イ)省略) (ウ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 (イ及び(3)省略)</p>		<p>ならない。 (アからオまで省略) カ <u>車椅子使用者用便房</u>以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。 (ア)から(ウ)まで省略</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 令第14条第1項第1号の規定により設ける<u>車椅子使用者用便房</u>は、次に掲げるものであること。 (ア) <u>車椅子使用者用便房</u>は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 ((イ)省略) (ウ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 (イ及び(3)省略)</p>
10 浴室、シャワー室又は更衣室	<p>((1)省略) (2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (ア)省略 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	10 浴室、シャワー室又は更衣室	<p>((1)省略) (2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (ア)省略 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
11 ホテル又は旅館の客室	<p>(1) <u>客室の総数が50以上の場合は、1以上(客室の総数が100を超える場合は、2以上)車いす使用者用客室</u>を設けなければならない。 (2) <u>車いす使用者用客室</u>は、次に掲げるものでなければならない。 ア <u>車いす使用者</u>が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。</p>	11 ホテル又は旅館の客室	<p>(削除) <u>車椅子使用者用客室</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (1) <u>車椅子使用者</u>が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。</p>

	<u>イ</u> (本文省略)
12 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近に設ける標識には、当該便所に <u>車いす使用者用便房</u> 、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。 (2)省略

(備考省略)

別表第1の3 (第3条の2)
建築物移動等円滑化基準 (共同住宅に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (ア省略) イ 建築物又はその敷地に <u>車いす使用者用便房</u> を設ける場合には、住戸から当該 <u>車いす使用者用便房</u> までの経路 ウ 建築物又はその敷地に <u>車いす使用者用駐車施設</u> を設ける場合には、当該 <u>車いす使用者用駐車施設</u> から住戸までの経路 (2)省略
2 駐車場	<u>車いす使用者用駐車施設</u> は、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> から住戸までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。 (省 略)

別表第3 (第4条第1項) 道路に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
1 歩道	歩道は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(3)まで省略 (4) 排水溝には、 <u>車いす</u> のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 (5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 (ア及びイ省略) ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間は、 <u>車いす使用者</u> が円滑に転回できる構造とすること。
2 案内標示	案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 (1)及び(2)省略 (3) <u>車いす使用者</u> に見やすい高さに設けること (4)省略

	<u>(2)</u> (本文省略)
12 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近に設ける標識には、当該便所に <u>車椅子使用者用便房</u> 、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。 (2)省略

(備考省略)

別表第1の3 (第3条の2)
建築物移動等円滑化基準 (共同住宅に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (ア省略) イ 建築物又はその敷地に <u>車椅子使用者用便房</u> を設ける場合には、住戸から当該 <u>車椅子使用者用便房</u> までの経路 ウ 建築物又はその敷地に <u>車椅子使用者用駐車施設</u> を設ける場合には、当該 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> から住戸までの経路 (2)省略
2 駐車場	<u>車椅子使用者用駐車施設</u> は、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> から住戸までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。 (省 略)

別表第3 (第4条第1項) 道路に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
1 歩道	歩道は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(3)まで省略 (4) 排水溝には、 <u>車椅子</u> のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 (5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 (ア及びイ省略) ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間は、 <u>車椅子使用者</u> が円滑に転回できる構造とすること。
2 案内標示	案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 (1)及び(2)省略 (3) <u>車椅子使用者</u> に見やすい高さに設けること (4)省略

(省 略)	
別表第4(第4条第1項) 公園に関する一般都市施設整備基準	
整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(3)まで省略 (4) (5)に掲げる場合を除き、 <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (5)から(7)まで省略
2 通路	通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項に定める構造の出入口に接続しなければならない。 (1)省略 (2) (3)に掲げる場合を除き、 <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (3)から(7)まで省略
(省 略)	
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の <u>車いす使用者用駐車施設</u> を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。別表第7の5の項(1)ただし書において同じ。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) <u>車いす使用者用駐車施設</u> は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ <u>車いす使用者用駐車施設</u> 又はその付近に、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> である旨の表示を行うこと。 (ウ省略)
(省 略)	

別表第5(第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準	
整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (ア省略)

(省 略)	
別表第4(第4条第1項) 公園に関する一般都市施設整備基準	
整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(3)まで省略 (4) (5)に掲げる場合を除き、 <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (5)から(7)まで省略
2 通路	通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項に定める構造の出入口に接続しなければならない。 (1)省略 (2) (3)に掲げる場合を除き、 <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (3)から(7)まで省略
(省 略)	
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の <u>車椅子使用者用駐車施設</u> を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。別表第7の5の項(1)ただし書において同じ。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u> は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ <u>車椅子使用者用駐車施設</u> 又はその付近に、 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> である旨の表示を行うこと。 (ウ省略)
(省 略)	

別表第5(第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準	
整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (ア省略)

	<p>イ 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用便房</u>を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路(エからカまで及び(2)省略)</p>		<p>イ 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用便房</u>を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路(エからカまで及び(2)省略)</p>
2 敷地内の通路	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (ア及びイ省略)</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (エ及びオ省略)</p> <p>カ 排水溝を設ける場合は、<u>車いす使用者</u>、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。 (3)省略</p>	2 敷地内の通路	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (ア及びイ省略)</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (エ及びオ省略)</p> <p>カ 排水溝を設ける場合は、<u>車椅子使用者</u>、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。 (3)省略</p>
3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略)</p> <p>イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの<u>車いす使用者用駐車施設</u>については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。 (ウからオまで省略)</p> <p>(3) <u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けた駐車場は、道等から<u>車いす使用者用駐車施設</u>までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。</p>	3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略)</p> <p>イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの<u>車椅子使用者用駐車施設</u>については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。 (ウからオまで省略)</p> <p>(3) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設けた駐車場は、道等から<u>車椅子使用者用駐車施設</u>までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。</p>

4 出入口	<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 戸の横に幅 30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。</p>	4 出入口	<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 戸の横に幅 30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。</p>
5 廊下等	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ省略)</p> <p>オ 排水溝を設ける場合は、<u>車いす使用者</u>、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。</p> <p>(カ及びキ省略)</p> <p>(省 略)</p>	5 廊下等	<p>(1)省略</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ省略)</p> <p>オ 排水溝を設ける場合は、<u>車椅子使用者</u>、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。</p> <p>(カ及びキ省略)</p> <p>(省 略)</p>
8 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。) 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 籠は、利用居室、住戸、住室、<u>車いす使用者用便房</u>又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>オ 籠内及び乗降ロビーには、<u>車いす使用者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(カからケまで省略)</p> <p>コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置 (<u>車いす使用者</u>が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。) は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することが</p>	8 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。) 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 籠は、利用居室、住戸、住室、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(イからエまで省略)</p> <p>オ 籠内及び乗降ロビーには、<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(カからケまで省略)</p> <p>コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置 (<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。) は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することが</p>

	<p>できる構造とすること。 (ア)から(エ)まで及びサからスまで省略)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。</p>		<p>できる構造とすること。 (ア)から(エ)まで及びサからスまで省略)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。</p>
9 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。 (アからエまで省略) オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (ア)から(ウ)まで省略) (エ) 前面に、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 カ <u>車いす使用者用便房</u>以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。 (ア)から(ウ)まで省略)</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車いす使用者用便房</u>を1以上設けること。 (ア) <u>車いす使用者用便房</u>は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 ((イ)及び(ウ)省略) (エ) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 (a 省略) b 洗面器の下端の高さ</p>	9 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。 (アからエまで省略) オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (ア)から(ウ)まで省略) (エ) 前面に、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 カ <u>車椅子使用者用便房</u>以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。 (ア)から(ウ)まで省略)</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。 (ア) <u>車椅子使用者用便房</u>は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 ((イ)及び(ウ)省略) (エ) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 (a 省略) b 洗面器の下端の高さ</p>

	<p>は、床面から 65 センチメートル以上 70 センチメートル以下とし、<u>重いす使用者の膝が入るよう</u>にすること。</p> <p>(c、(カ)及び(キ)省略)</p> <p>(ク) 戸の横に幅 30 センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、<u>重いす使用者が容易に開閉して通過できる</u>構造の場合を除く。</p> <p>(ケ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に<u>重いす使用者が円滑に利用できる</u>旨の表示を行うこと。</p> <p>(イ及び(3)省略)</p>		<p>は、床面から 65 センチメートル以上 70 センチメートル以下とし、<u>車椅子使用者の膝が入るよう</u>にすること。</p> <p>(c、(カ)及び(キ)省略)</p> <p>(ク) 戸の横に幅 30 センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、<u>車椅子使用者が容易に開閉して通過できる</u>構造の場合を除く。</p> <p>(ケ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に<u>車椅子使用者が円滑に利用できる</u>旨の表示を行うこと。</p> <p>(イ及び(3)省略)</p>
10 浴室、シャワー室又は更衣室	<p>(1)省略)</p> <p>(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち 1 以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>重いす使用者が円滑に利用</u>することができる十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア省略)</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>重いす使用者が容易に開閉して通過できる</u>構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ及びオ省略)</p>	10 浴室、シャワー室又は更衣室	<p>(1)省略)</p> <p>(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち 1 以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>車椅子使用者が円滑に利用</u>することができる十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア省略)</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者が容易に開閉して通過できる</u>構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ及びオ省略)</p>
11 ホテル又は旅館の客室	<p>(1) <u>客室のうち 1 以上 (客室の総数が 100 を超える場合は、2 以上) は、重いす使用者用客室</u>を設けなければならない。</p> <p>(2) <u>重いす使用者用客室</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>重いす使用者用便房</u>を設けること。</p> <p>(イ) <u>重いす使用者用便房</u>及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(a 省略)</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>重いす使用者が容易に開閉して通過</u></p>	11 ホテル又は旅館の客室	<p>(1) <u>客室のうち客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上は、車椅子使用者用客室</u>を設けなければならない。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用客室</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>車椅子使用者用便房</u>を設けること。</p> <p>(イ) <u>車椅子使用者用便房</u>及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(a 省略)</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者が容易に開閉して通過</u></p>

	<p>できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(ウ)省略</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>車いす使用者が円滑に</u>利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) <u>車いす使用者が円滑に</u>利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ)省略</p> <p>(エ) <u>車いす使用者が浴槽へ</u>移乗するための空間を設けること。</p> <p>(ウ)省略</p> <p>ウ <u>車いす使用者が円滑に</u>移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること (エからキまで省略)</p>		<p>できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(ウ)省略</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) <u>車椅子使用者が円滑に</u>利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に</u>利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ)省略</p> <p>(エ) <u>車椅子使用者が浴槽へ</u>移乗するための空間を設けること。</p> <p>(ウ)省略</p> <p>ウ <u>車椅子使用者が円滑に</u>移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること (エからキまで省略)</p>
12 客席及び舞台	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>車いす使用者用の客席を</u>、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。</p> <p>イ 出入口から<u>車いす使用者用の客席に至る経路</u>には、段を設けないこと。ただし、5の項(2)エ又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ <u>車いす使用者用の客席は</u>、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。 (2)省略</p>	12 客席及び舞台	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>車椅子使用者用の客席を</u>、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。</p> <p>イ 出入口から<u>車椅子使用者用の客席に至る経路</u>には、段を設けないこと。ただし、5の項(2)エ又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用の客席は</u>、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。 (2)省略</p>
13 標識	<p>(1)省略</p> <p>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に<u>車いす使用者用便房</u>、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。 (3)省略</p>	13 標識	<p>(1)省略</p> <p>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に<u>車椅子使用者用便房</u>、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。 (3)省略</p>
14 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表</p>	14 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表</p>

	<p>示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に<u>車いす</u>使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>((2)及び(3)省略)</p>
--	---

	<p>示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に<u>車椅子</u>使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>((2)及び(3)省略)</p>
--	---

(省 略)	
19 附帯設備	<p>(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、<u>車いす</u>使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。</p> <p>(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>車いす</u>使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。(イ省略)</p> <p>(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、<u>車いす</u>使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。(イ省略)</p>

(省 略)	
19 附帯設備	<p>(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、<u>車椅子</u>使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。</p> <p>(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>車椅子</u>使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。(イ省略)</p> <p>(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、<u>車椅子</u>使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。(イ省略)</p>

(備考省略)

(備考省略)

別表第6(第4条第2項) 道路(立体横断施設)に関する指定施設整備基準

別表第6(第4条第2項) 道路(立体横断施設)に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 通路	<p>通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>((1)から(3)まで省略)</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、<u>車いす</u>のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
(省 略)	

整備項目	指定施設整備基準
1 通路	<p>通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>((1)から(3)まで省略)</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、<u>車椅子</u>のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
(省 略)	

4 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。</p> <p>((1)から(4)まで省略)</p> <p>(5) 籠内に、<u>車いす</u>使用者が乗降</p>
----------	--

4 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。</p> <p>((1)から(4)まで省略)</p> <p>(5) 籠内に、<u>車椅子</u>使用者が乗降</p>
----------	--

	<p>する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(6) 籠内及び乗降口には、<u>車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</u> (7)から(12)まで省略)</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(4)まで省略)</p> <p>(5) 案内標示の周辺に<u>車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</u></p> <p>(省 略)</p>

	<p>する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(6) 籠内及び乗降口には、<u>車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</u> (7)から(12)まで省略)</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(4)まで省略)</p> <p>(5) 案内標示の周辺に<u>車椅子使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</u></p> <p>(省 略)</p>

別表第7(第4条第2項) 公園に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略)</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、<u>車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (オからクまで及び(2)省略)</p>
2 通路	<p>通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。 (1)省略)</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、<u>車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (3)から(8)まで省略)</p> <p>(省 略)</p>

別表第7(第4条第2項) 公園に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略)</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (オからクまで及び(2)省略)</p>
2 通路	<p>通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。 (1)省略)</p> <p>(2) (3)に掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u> (3)から(8)まで省略)</p> <p>(省 略)</p>

5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (ア及びイ省略)</p> <p>ウ <u>車いす使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車いす使用者用駐車施設</u>である旨の表示を行うこと。</p>
-------	---

5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (ア及びイ省略)</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用駐車施設</u>又はその付近に、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>である旨の表示を行うこと。</p>
-------	---

	<p>(エ省略)</p> <p>オ <u>車いす</u>使用者用駐車施設から2の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>(カ省略)</p> <p>キ 道路から駐車場へ通ずる出入口には<u>車いす</u>使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ク <u>車いす</u>使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から<u>車いす</u>使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。</p>
6 附帯設備	<p>((1)及び(2)省略)</p> <p>(3) 水飲場を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>車いす</u>使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には<u>車いす</u>使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>(4) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、<u>車いす</u>使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(イ省略)</p>
7 掲示板及び標識	<p>掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>((1)から(4)まで省略)</p> <p>(5) 掲示板及び標識の周辺に<u>車いす</u>使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>((6)省略)</p>

	<p>(エ省略)</p> <p>オ <u>車椅子</u>使用者用駐車施設から2の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>(カ省略)</p> <p>キ 道路から駐車場へ通ずる出入口には<u>車椅子</u>使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ク <u>車椅子</u>使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から<u>車椅子</u>使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。</p>
6 附帯設備	<p>((1)及び(2)省略)</p> <p>(3) 水飲場を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>車椅子</u>使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には<u>車椅子</u>使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(ウ及びエ省略)</p> <p>(4) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、<u>車椅子</u>使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(イ省略)</p>
7 掲示板及び標識	<p>掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>((1)から(4)まで省略)</p> <p>(5) 掲示板及び標識の周辺に<u>車椅子</u>使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>((6)省略)</p>

別表第8（第4条第2項） 公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、<u>車いす</u>のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>((2)省略)</p> <p>(省 略)</p>
7 エレベーター	1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差

別表第8（第4条第2項） 公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(アからエまで省略)</p> <p>オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、<u>車椅子</u>のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>((2)省略)</p> <p>(省 略)</p>
7 エレベーター	1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差

	<p>があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) <u>かご</u>の奥行きは135センチメートル以上とし、<u>かご</u>の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>重い</u>使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>(3) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が停止する予定の階及び<u>かご</u>の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が到着する階並びに<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) <u>かご</u>内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) <u>かご</u>内の左右両面の側板には、<u>手すり</u>を設けること。</p> <p>(7) <u>かご</u>内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、<u>重い</u>使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(8) <u>かご</u>内又は乗降ロビーに、到着する<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9)省略</p> <p>(10) 乗降ロビーに、到着する<u>かご</u>の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(11) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>かご</u>外及び<u>かご</u>内に画像を表示する設備が設置されていることにより、<u>かご</u>外にいる者と<u>かご</u>内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>	<p>があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2) <u>籠</u>の奥行きは135センチメートル以上とし、<u>籠</u>の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車椅子</u>使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>(3) <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が停止する予定の階及び<u>籠</u>の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が到着する階並びに<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) <u>籠</u>内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) <u>籠</u>内の左右両面の側板には、<u>手すり</u>を設けること。</p> <p>(7) <u>籠</u>内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、<u>車椅子</u>使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(8) <u>籠</u>内又は乗降ロビーに、到着する<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9)省略</p> <p>(10) 乗降ロビーに、到着する<u>籠</u>の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(11) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>籠</u>外及び<u>籠</u>内に画像を表示する設備が設置されていることにより、<u>籠</u>外にいる者と<u>籠</u>内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>
<p>8 エスカレーター</p>	<p>(1)省略</p> <p>(2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>重い</u>乗用ステップ付きエ</p>	<p>(1)省略</p> <p>(2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けなければならない。</p> <p>(ア省略)</p> <p>イ <u>車椅子</u>乗用ステップ付きエ</p>

	スケーターとすること。 (ウ及びエ省略) (省 略)
10 バス停留所	<p>バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内表示は、次に定める構造とすること。 (アからエまで省略)</p> <p>オ 案内標示の周辺に<u>車いす使用者</u>が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 (2)省略)</p> <p>(省 略)</p>
12 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからカまで省略)</p> <p>キ 便房には、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる床面積を確保すること。 (クからコまで及び(2)省略)</p>
13 案内標示	<p>((1)から(3)まで省略)</p> <p>(4) 公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (アからエまで省略)</p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に<u>車いす使用者</u>が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 (省 略)</p>
17 附帯設備	<p>(1) 券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 ア 前面には、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 (イ及びウ省略)</p> <p>(2) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、<u>車いす使用者</u>が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、1以</p>

	スケーターとすること。 (ウ及びエ省略) (省 略)
10 バス停留所	<p>バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内表示は、次に定める構造とすること。 (アからエまで省略)</p> <p>オ 案内標示の周辺に<u>車椅子使用者</u>が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 (2)省略)</p> <p>(省 略)</p>
12 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからカまで省略)</p> <p>キ 便房には、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できる床面積を確保すること。 (クからコまで及び(2)省略)</p>
13 案内標示	<p>((1)から(3)まで省略)</p> <p>(4) 公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (アからエまで省略)</p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に<u>車椅子使用者</u>が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 (省 略)</p>
17 附帯設備	<p>(1) 券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 ア 前面には、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 (イ及びウ省略)</p> <p>(2) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、1以</p>

	<p>上を高年齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>車いす使用者</u>が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。 (イ省略)</p> <p>(4) 自動販売機等を設ける場合は、1以上を高年齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。 (イ及び(5)省略)</p>
--	---

	<p>上を高年齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>車椅子使用者</u>が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。 (イ省略)</p> <p>(4) 自動販売機等を設ける場合は、1以上を高年齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 前面には、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。 (イ及び(5)省略)</p>
--	---

別表第9(第4条第2項)

1 建築物
(表省略)
(備考)
(1から16まで省略)

17 別表第1 1 建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第5の8の項(1)クに規定する整備基準は、車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。
(18及び19省略)

20 建築物の増築又は改築(用途の変更をして指定施設にすることを含む。(1)において「増築等」という。)をする場合には、次に掲げる建築物の部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
(1)から(3)まで省略)

(4) (1)に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。)から車いす使用者用便房(3)に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(5)省略)

(6) 車いす使用者用駐車施設(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(21から24まで省略)

別表第9(第4条第2項)

1 建築物
(表省略)
(備考)
(1から16まで省略)

17 別表第1 1 建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第5の8の項(1)クに規定する整備基準は、車椅子使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。
(18及び19省略)

20 建築物の増築又は改築(用途の変更をして指定施設にすることを含む。(1)において「増築等」という。)をする場合には、次に掲げる建築物の部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
(1)から(3)まで省略)

(4) (1)に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。)から車椅子使用者用便房(3)に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(5)省略)

(6) 車椅子使用者用駐車施設(5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から(1)に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(21から24まで省略)

別表第10(第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第4項)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	(省略)	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、

別表第10(第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第4項)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	(省略)	
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、

		敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象となる建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、敷地内の通路の構造並びに <u>車いす使用者用駐車施設</u> の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、客室の数、移動等円滑化経路及び案内設備までの経路の位置、 <u>車いす使用者用客室</u> 及び案内所の位置、別表第5の13の項に規定する標識の位置、同表の14の項(1)に規定する案内板その他の設備の位置、同表の14の項(2)に規定する設備の位置、移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造、 <u>車いす使用者用客室</u> の便所及び浴室等の構造、便所の位置及び構造並びに階段、踊場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 (省略)
(省略)		
公共交通機関の施設		(省略)
	各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに乗降場、通路、階段、昇降機、 <u>車いす使用者</u> が円滑に利用できる便房を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法 (省略)

(備考省略)

別表第11 (第8条第1項)

整備項目	表示板交付基準
(省略)	
2 駐車場	<u>車いす使用者用駐車施設</u> を1以上(総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場を設け、別表第5の3の項(2)及び(3)並びに13の項(3)に定める構造とすること。 (省略)
8 便所	(1) 別表第5の9の項(2)アに定める構造の <u>車いす使用者用便</u>

		敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象となる建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類、敷地内の通路の構造並びに <u>車椅子使用者用駐車施設</u> の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、客室の数、移動等円滑化経路及び案内設備までの経路の位置、 <u>車椅子使用者用客室</u> 及び案内所の位置、別表第5の13の項に規定する標識の位置、同表の14の項(1)に規定する案内板その他の設備の位置、同表の14の項(2)に規定する設備の位置、移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造、 <u>車椅子使用者用客室</u> の便所及び浴室等の構造、便所の位置及び構造並びに階段、踊場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 (省略)
(省略)		
公共交通機関の施設		(省略)
	各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに乗降場、通路、階段、昇降機、 <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用できる便房を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法 (省略)

(備考省略)

別表第11 (第8条第1項)

整備項目	表示板交付基準
(省略)	
2 駐車場	<u>車椅子使用者用駐車施設</u> を1以上(総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場を設け、別表第5の3の項(2)及び(3)並びに13の項(3)に定める構造とすること。 (省略)
8 便所	(1) 別表第5の9の項(2)アに定める構造の <u>車椅子使用者用便</u>

	<p>房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)設け、同項(1)アからウまで及び(2)イに定める構造とすること。 (2)省略</p>		<p>房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)設け、同項(1)アからウまで及び(2)イに定める構造とすること。 (2)省略</p>
(備考省略)		(備考省略)	